

◎基準該当短期入所生活介護の利用料

【基本部分：単独型短期入所生活介護費】

給付費名称	要介護状態 区分	基本利用料 ※（注１）	利用者負担金 （＝基本利用料の１割）※（注２）
・単独型短期入所生活介護費（Ⅰ） （従来型個室を利用される場合） ・単独型短期入所生活介護費（Ⅱ） （多床室を利用される場合）	要介護１	６，４５０円	６４５円
	要介護２	７，１５０円	７１５円
	要介護３	７，８７０円	７８７円
	要介護４	８，５６０円	８５６円
	要介護５	９，２６０円	９２６円

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
生活機能向上 連携加算Ⅰ	外部のリハビリ専門職と連携して、機能訓練のマネジメントを実施した場合（１月につき）	１，０００円	１００円
生活機能向上 連携加算Ⅱ	※Ⅰ：ICT活用のため、外部専門職の訪問はなし ※Ⅱ：個別機能訓練加算算定時は、１００単位／月	２，０００円	２００円
機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置した場合（１日につき）	１２０円	１２円
個別機能訓練加算	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者へ機能訓練を行った場合（１日につき）	５６０円	５６円
看護体制加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 （１日につき）	４０円	４円
看護体制加算Ⅱ		８０円	８円
看護体制加算Ⅲイ	※各要件を満たした場合、加算Ⅰと加算Ⅱ、加算Ⅲと加算Ⅳをそれぞれ算定できる。	１２０円	１２円
看護体制加算Ⅳイ		２３０円	２３円
医療連携強化加算	当該加算の体制・人材要件を満たし、重度者への対応を行った場合（１日につき）	５８０円	５８円
夜勤職員配置加算Ⅰ	・最低基準を１以上上回る数の夜勤職員が配置されている場合（１日につき）	１３０円	１３円
夜勤職員配置加算Ⅲ	・夜間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引が可能な介護職員の配置を行った場合（Ⅲ要件）	１５０円	１５円
認知症行動・心理 症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要と医師が判断した利用者へサービス提供した場合（１日につき）	２，０００円	２００円
若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症利用者へサービス提供した場合（１日につき）	１，２００円	１２０円
送迎加算	送迎を行った場合（片道につき）	１，８４０円	１８４円
緊急短期入所 受入加算	要件を満たした上で緊急の受入を行った場合（１日につき）	９００円	９０円
療養食加算	要件を満たした上で療養食を提供した場合（１食につき）	８０円	８円

在宅中重度者 受入加算 ・看護体制Ⅰ又Ⅲ有	居宅において訪問看護の提供を受けていた利用者が、利用していた訪問看護事業所から派遣された看護職員により健康上の管理等を受けた場合（１日につき）	4,210円	421円
・看護体制Ⅱ又Ⅳ有		4,170円	417円
・上記いずれの看護体制加算算定の場合		4,130円	413円
・看護体制加算無し		4,250円	425円
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症による介護を必要としている方の割合が一定以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を終了している職員が配置されている場合（１日につき）	30円	3円
口腔連携強化加算	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合（１月につき）	500円	50円
看取り連携体制加算	看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に利用者又はその家族等に対して当該対応方針の内容を説明し、同意を得た場合（１日につき）	640円	64円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合（１月につき）	1,000円	100円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		100円	10円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（１回につき） ※加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲのいずれか１つを算定する。 ※（注３）	220円	22円
サービス提供体制強化加算Ⅱ		180円	18円
サービス提供体制強化加算Ⅲ		60円	6円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注３）	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の14.0％	左記額の1割
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注３）	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の13.6％	左記額の1割

【減算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		基本利用料	利用者負担金
長期利用者に対する減算①	連続30日を超えて、同一事業所に入所している場合（１日につき） ※連続61日以上短期入所生活介護を行った場合には算定しない	300円	30円

長期利用者に対する減算②	連続61日を超えて、同一事業所に入所している場合（1日につき）	介護福祉施設サービス費と同額	左記額の1割
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	基本報酬の1%	左記額の1割
業務継続計画未策定減算	感染症・災害の業務継続計画が未策定の場合	基本報酬の1%	左記額の1割

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割ですが、一定以上の所得のある方は2割又は3割の額となります。

また、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

（注3）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

その他の費用

食費	1日につき1,720円。ただし、朝食380円、昼食790円、夕食550円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとします。
滞在費	・従来型個室（1日につき）1,231円 ・多床室（1日につき）915円
歯ブラシ代	利用者の希望により事業所が用意したものを斡旋した場合、1本あたり50円いただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

◎基準該当介護予防短期入所生活介護の利用料

【基本部分：単独型介護予防短期入所生活介護費】

給付費名称	状態区分	基本利用料 ※（注1）	利用者負担金 （＝基本利用料の1割）※（注2）
・単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ） （従来型個室を利用される場合）	要支援1	4,790円	479円
・単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ） （多床室を利用される場合）	要支援2	5,960円	596円

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
生活機能向上 連携加算Ⅰ	外部のリハビリ専門職と連携して、機能訓練のマネジメントを実施した場合（1月につき）	1,000円	100円
生活機能向上 連携加算Ⅱ	※Ⅰ：ICT活用のため、外部専門職の訪問はなし ※Ⅱ：個別機能訓練加算算定時は、100単位/月	2,000円	200円

機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置した場合（1日につき）	120円	12円
個別機能訓練加算	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者へ機能訓練を行った場合（1日につき）	560円	56円
認知症行動・心理 症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に介護予防短期入所生活介護が必要と医師が判断した利用者へサービス提供した場合（1日につき）	2,000円	200円
若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症利用者へサービス提供した場合（1日につき）	1,200円	120円
送迎加算	送迎を行った場合（片道につき）	1,840円	184円
療養食加算	要件を満たした上で療養食を提供した場合（1食につき）	80円	8円
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症による介護を必要としている方の割合が一定以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を終了している職員が配置されている場合（1日につき）	30円	3円
口腔連携強化加算	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合（1月につき）	500円	50円
生産性向上推進体制 加算（Ⅰ）	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合（1月につき）	1,000円	100円
生産性向上推進体制 加算（Ⅱ）		100円	10円
サービス提供体制 強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき） ※加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲのいずれか1つを算定する。 ※（注3）	220円	22円
サービス提供体制 強化加算Ⅱ		180円	18円
サービス提供体制 強化加算Ⅲ		60円	6円
介護職員等 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注3）	1月の利用料金 （基本部分＋各種加算減算）の 14.0%	左記額の1割
介護職員等 処遇改善加算Ⅱ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注3）	1月の利用料金 （基本部分＋各種加算減算）の 13.6%	左記額の1割

【減算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		基本利用料	利用者負担金
長期利用者に対する減算(要支援1)	連続30日を超えて、同一事業所に入所している場合 (1日につき)	介護福祉施設サービス費の要介護1の75%に相当する額	左記額の1割
長期利用者に対する減算(要支援2)		介護福祉施設サービス費の要介護1の93%に相当する額	
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	基本報酬の1%	左記額の1割
業務継続計画未策定減算	感染症・災害の業務継続計画が未策定の場合	基本報酬の1%	左記額の1割

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割ですが、一定以上の所得のある方は2割又は3割の額となります。

また、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注3) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(3) その他の費用

食費	1日につき1,720円。ただし、朝食380円、昼食790円、夕食550円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとします。
滞在費	・従来型個室(1日につき) 1,231円 ・多床室(1日につき) 915円
歯ブラシ代	利用者の希望により事業所が用意したものを斡旋した場合、1本あたり50円いただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。